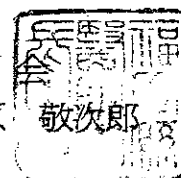


福岡医発第2295号(保)

平成15年 3月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎

健康保険法等の一部改正(平成15年4月1日実施分)について

標記の件につきましては、平成15年 3月24日付け福岡医発第2273号(保)にてご連絡いたしておりましたが、今般、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医療機関に関する概要につきましては、下記のとおりであります。
- 2) 別紙文書中の厚生労働省作成のポスターにつきましては、本会に届きしだい各医師会へ医療機関数分お送りいたします。
- 3) 本会においてもポスターを作成中ではありますが、3月28日各医師会へ発送を予定いたしております。

記

1. 健康保険・国民健康保険の退職者医療本人及び家族の入院の一部負担金が医療費の3割になる。(退職者医療制度は現行どおりですが負担割合が3割となる。)

「健康保険法等の改正 関係資料(日本医師会)」の9頁及び21頁参照。

2. 6歳以上70歳未満の外来の薬剤一部負担が廃止される。

既に、70歳以上と6歳未満については廃止されている。

「健康保険法等の改正 関係資料(日本医師会)」の9頁及び21頁参照。

これに伴い、請求書省令が改正され、請求書様式及びレセプト様式の薬剤一部負担金欄が削除された。経過措置として、旧様式の在庫分が消費されるまでの間、当分使用できる旨の経過措置が請求省令の附則に記載された。

記載要領(課長通知)も改正されるので、追って連絡する。

[参考：官報号外第254号（平14. 11. 27）]

健康保険法施行令（政令は平成15年4月1日施行）

- ・薬剤一部負担金に係る規定の削除（施行令第34条関係）
- ・平成15年4月1日より外来の薬剤一部負担金が廃止されたことに伴い、施行令の薬剤一部負担に係る規定（第34条第3項）を削除する。（平成15年4月1日施行）
- ・国民健康保険法も同様の改正を行なった。

3. 健康保険法等の継続療養が廃止される。

「健康保険法等の改正 関係資料（日本医師会）」の10頁参照。

一部負担金が3割に統一されるため、国保に移っても給付率が同じであるので、継続療養が廃止された。したがって、今後、継続療養対象者は受診時に現在加入している被保険者証を提示して受診する。

4. 高額療養費の限度額の変更

一部負担金が3割になることから、計算方法が変更され、負担限度額が変更された。高額療養費は患者さんが自分で加入する保険者に申請し、限度額を超えた部分について保険者から患者さんに払い戻される。

「健康保険法等改正 関係資料（日本医師会）」の15頁参照

[参考：官報号外第254号（平14. 11. 27）]

健康保険法施行令関係（政令は平成15年4月1日施行）

- ・高額療養費の算定方法の改正（第42条第1項及び第4項関係）

70歳未満の健保の被保険者が3割負担となることから、1%負担の起点を改めた。

ア. 一般の場合

起算点を361,500円から241,000円に改めた。

（72,300円を2/10で除した額から72,300円を3/10で除した額に改めた。）

イ. 上位所得者の場合

起算点を699,000円から466,000円に改めた。

（139,800円を2/10で除した額から139,800円を3/10で除した額に改めた。）

※「健康保険法等の改正 関係資料（日本医師会）」の15頁参照

一 般 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%
上位所得者 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%

事務連絡(保190)F

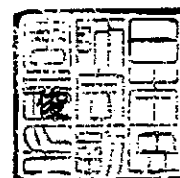
平成15年3月26日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長

青 柳



健康保険法等の一部改正（平成15年4月1日実施部分）
について（ご連絡）

「被保険者の3割負担問題」につきましては、各都道府県医師会の強力なご支援のもと、各都道府県議会から国会への実施凍結を求める意見書なども多く提出されています。本会としては、これらの強力なご支援を背景に、3割負担凍結の実現を目指して、いまなお政府関係者と折衝を継続しているところであります。

平成15年度の国家予算に関しましては、現在、参議院で審議中であり、4月1日凍結は客観的に難しい状況ではあります。しかし、本会は引き続き更に強力に3割負担凍結に邁進していく所存でありますので、今以上にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本会としては、3割負担凍結を目指して折衝していることから、会員の先生方への周知が遅れて大変ご迷惑をおかけいたしますが、今回、現場での混乱を最小限に防ぐために、ポスターの配布方につき、他に優先してご協力をお願い申し上げる次第です。

現在、厚生労働省において、今回の健保法等の一部改正（平成15年4月1日実施部分）に関するポスターを作成しており、出来上がり次第、地方社会保険事務局から各都道府県医師会に配布数を届けることにしております。

また、平成14年10月から実施されている健康保険法等の一部改正の内容につきましては、日本医師会作成の「健康保険法等の改正 関係資料」（平成14年10月1日実施部分と平成15年4月1日実施部分

に分けて解説)に掲載し、平成14年9月6日に開催された都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会で既にご説明申し上げているところではありますが、今般、平成15年4月1日実施部分に関連した政令、省令が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、医療機関に関する概要につきましては下記のとおりであります。

記

1. 健康保険・国民健康保険の退職者医療本人及び家族の入院の一部負担金が医療費の3割になる。(退職者医療制度は現行とおりですが負担割合が3割となる。)

「健康保険法等の改正 関係資料(日本医師会)」の9頁及び21頁参照

2. 6歳以上70歳未満の外来の薬剤一部負担が廃止される。

既に、70歳以上と6歳未満については廃止されている。

「健康保険法等の改正 関係資料(日本医師会)」の9頁及び21頁参照

これに伴い、請求省令が改正され、請求書様式及びレセプト様式の薬剤一部負担金欄が削除された。経過措置として、旧様式の在庫分が消費されるまでの間、当分の間使用できる旨の経過措置が請求省令の附則に記載された。

記載要領(課長通知)も改正されるので、追ってご連絡する。

【参考：官報号外第254号(平14.11.27)】

健康保険法施行令関係(政令は15年4月1日施行)

- ・ 薬剤一部負担金に係る規定の削除(施行令第34関係)
- ・ 平成15年4月1日より外来の薬剤一部負担金が廃止されたこと
に伴い、施行令の薬剤一部負担に係る規定(第34条第3項)を削

除する。(15年4月1日施行)

- ・国民健康保険法も同様の改正を行った。

3. 健康保険等の継続療養が廃止される。

「健康保険法等の改正 関係資料(日本医師会)」の10頁参照
一部負担金が3割に統一されるため、国保に移っても給付率が同じであるので、継続療養が廃止された。したがって、今後、継続療養対象者は受診時に現在加入している被保険者証を提示して受診する。

4. 高額療養費の限度額の変更

一部負担金が3割になることから、計算方法が変更され、負担限度額が変更された。高額療養費は患者さんが自分の加入する保険者に申請し、限度額を超えた部分について保険者から患者さんに払い戻される。

「健康保険法等の改正 関係資料(日本医師会)」の15頁参照

【参考：官報号外第254号(平14.11.27)】

健康保険法施行令関係(政令は15年4月1日施行)

- ・高額療養費の算定方法の改正(第42条第1項及び第4項関係)

70歳未満の健保の被保険者が3割負担となることから、1%負担の起点を改めた。

ア 一般の場合

起算点を361,500円から241,000円に改めた。

(72,300円を2/10で除した額から72,300円を3/10で除した額に改めた。)

イ 上位所得者の場合

起算点を699,000円から466,000円に改めた。

(139,800円を2/10で除した額から139,800円を3/10で除した額に改めた。)

※「健康保険法等の改正 関係資料 日本医師会」の15頁参照

一般 $72,300 \text{ 円} + (\text{医療費} - \underline{241,000 \text{ 円}}) \times 1\%$

上位所得者 $139,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - \underline{466,000 \text{ 円}}) \times 1\%$

5. ポスターの配布について

平成15年4月1日改正に関して患者が医療現場で混乱しないよう、厚生労働省・社会保険庁では医療機関向けポスターを作成した。

作成予定枚数は貴会会員の診療所1枚、病院6枚で計算し、地方社会保険事務局を通して配布される。

なお、不足する場合は社会保険事務局に予備があるので、問合せ願いたい。

ポスターは厚生労働省が印刷中であり、3月28日から順次社会保険事務局に届く予定である。(薄黄色紙に黒刷りA3版)

(添付資料)

1. ポスター(案)(厚生労働省・社会保険庁)

平成15年4月1日から健康保険法等が改正され、

患者さんの負担額が変わります。

(70歳以上の高齢者と3歳未満の乳幼児の負担額は変わりません。)

- ◎ 健康保険の本人、国民健康保険の退職者医療の本人の一部負担金と家族の入院時の一部負担金が**医療費の3割**になります。
- ◎ 70歳未満の方の**薬剤一部負担は廃止**されます。
- ◎ 一部負担金については、引き続き、以下の額を超えた額が、**申請により保険者から払い戻されます。**

① 一般の方	72,300円と医療費から一定額を 引いた残額の1%の合計(40,200円)
② 市町村民税非課税の 世帯に属する方等	35,400円 (24,600円)
③ 一定以上の所得の方	139,800円と医療費から一定額を 引いた残額の1%の合計(77,700円)

※ 1年間に4回以上対象となる場合は、()内の額になります。

- ◎ 健康保険等の**継続療養が廃止**されます。平成15年4月1日以降の受診時には、**継続療養証明書ではなく、現在加入している保険者の被保険者証を提示**してください。

※ 患者さんが支払った一部負担金などは、保険者から医療機関等に支払われる診療報酬などから差し引かれるため、一部負担金などの変更によって医療機関等の収入が変わるものではありません。

※ 詳しくは加入している医療保険の保険者までお問い合わせください。

厚生労働省・社会保険庁